

【別紙様式】

呉市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	総合ケアセンターさざなみ指定管理者に対する運営支援事業		
総事業費 (千円)	16,209千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	16,209千円
事業概要	<p>①目的 指定管理者制度で運営している介護老人保健施設「総合ケアセンターさざなみ」について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少となった指定管理者を支援することにより、円滑な施設の管理・運営を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援給付金：16,209千円 新型コロナウイルス感染症の影響で減収した金額のうち50%相当額</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 総合ケアセンターさざなみの指定管理者 社会福祉法人 呉市社会福祉協議会</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 総合ケアセンターさざなみは、要支援1以上の高齢者が利用する介護老人保健施設のため、新型コロナウイルス感染症によるクラスター防止対策としての入所制限等を行ったことに伴い、採算が悪化している。この影響で施設運営が継続できない場合、市内高齢者の心身機能回復訓練の場が減少し、呉市民の生活に保健医療体制の低下という形で悪影響を及ぼすことから、その指定管理者を交付対象者とする。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、総合ケアセンターさざなみの運営継続が図られることにより、呉市民の保健医療体制が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>総合ケアセンターさざなみは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として行った入所制限等による介護報酬の大幅な減少に伴い、令和2年10月～令和3年3月介護報酬だけでも前年同期比11%減少し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。指定管理者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会を交付対象者として支援給付金を交付し、法人業務の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		